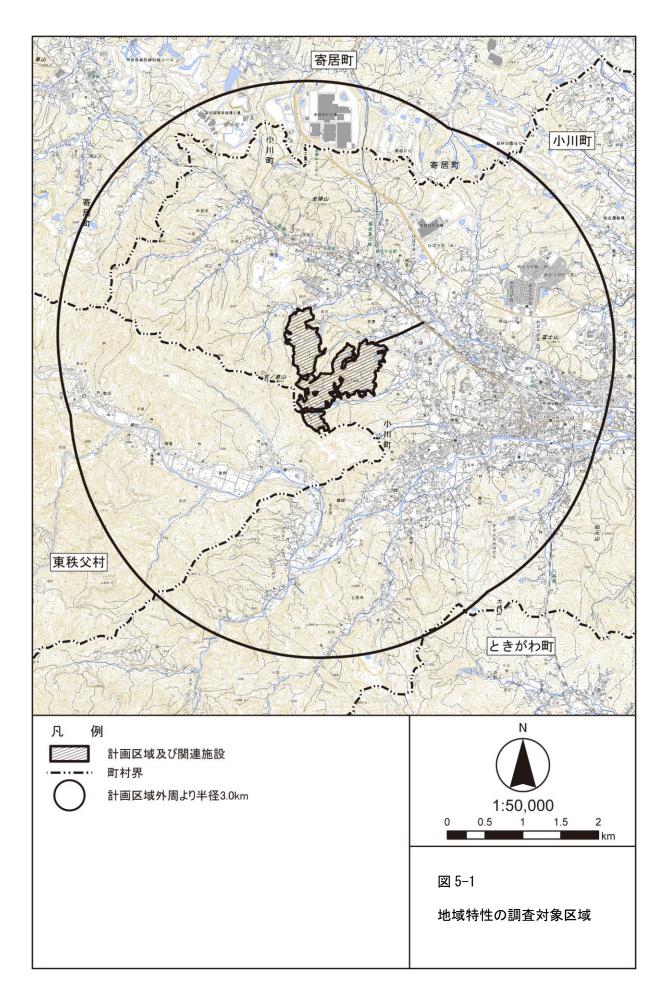
# 第5章 地域の概況

計画区域及びその周辺の概況は、令和元年11月までに公表されている、入手可能な既存資料等により把握した。「計画区域及びその周辺」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画区域及びその周囲約3kmとした(図5-1参照)。そのため、既存資料の調査としては、小川町、ときがわ町、東秩父村及び寄居町の3町1村(以下、「関係町村」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



# 5.1 社会的状况

## 5.1.1 人口及び産業の状況

## (1) 人口

関係町村の世帯数、人口の状況は、表 5.1-1に、人口の推移は図 5.1-1に示すとおりである。 計画区域の位置する小川町における令和元年10月現在の人口は29,137人である。 関係町村における平成元年から令和元年までの人口の推移は、緩やかな減少傾向にある。

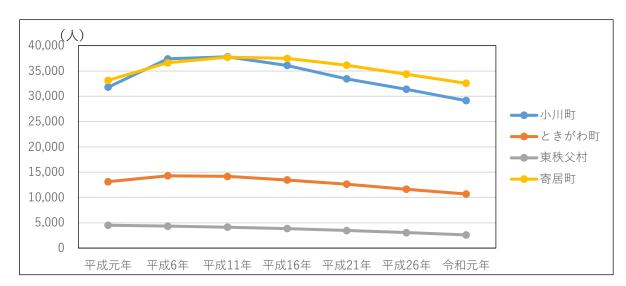
表 5.1-1 人口・世帯数の状況

町村名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
小川町	12, 038	29, 137	60. 36	482.7
ときがわ町	4, 217	10, 696	55. 90	191. 3
東秩父村	1, 014	2, 604	37.06	70. 3
寄居町	13, 232	32, 576	64. 25	507. 0

注1:世帯数及び人口は令和元年10月1日現在、面積は平成27年10月1日現在の値である。

2:人口密度は人口÷面積で算出した。

出典:「埼玉県推計人口」(令和元年10月、埼玉県総務部統計課HP) 「平成28年市町村勢概要」(平成31年3月、埼玉県総務部統計課HP)



注1:各年8月1日現在

2:平成18年2月に比企郡玉川村、比企郡都幾川村が合併し比企郡ときがわ町が誕生。以前のデータは2村の合計。

出典:「埼玉県推計人口(時系列データ)」(令和元年10月、埼玉県総務部統計課 HP)

図 5.1-1 人口推移の状況

## (2) 産業

関係町村の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 5.1-2に示すとおりである。 計画区域の位置する小川町は「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の占める割合が高い。

表 5.1-2 関係町村の産業分類別事業所数及び従業者数(平成28年)

	<u> </u>		小川町			きがわり			東秩父村			寄居町	
	産業分類	事業 所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業 所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業 所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業所数	従業 者数	構成 比 (%)
全産業	4	1, 191	9, 424	100.0	541	5, 048	100.0	132	699	100.0	1, 175	13, 323	100.0
第1	農業,林業	6	93	1.0	4	15	0.3	-	-	_	11	145	1.1
次産業	漁業	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	-
第 2	鉱業,採石業,砂 利採取業	2	24	0.3	-	_	_	1	41	5. 9	2	38	0.3
次産 業	建設業	131	510	5. 4	76	279	5. 5	28	67	9.6	138	710	5. 3
未	製造業	174	2, 283	24. 2	162	2, 321	46.0	37	224	32.0	147	4, 534	34. 0
	電気・ガス・熱供 給・水道業	2	5	0.1	-	-	_	-	-	-	1	34	0.3
	情報通信業	4	8	0.1	3	3	0. 1	1	1	0. 1	2	3	0.0
	運輸業,郵便業	18	274	2.9	14	182	3. 6	3	20	2. 9	29	372	2.8
	卸売業, 小売業	299	1,748	18.5	107	532	10.5	20	78	11. 2	270	2, 214	16.6
	金融業,保険業	14	150	1.6	2	13	0.3	1	1	0.1	13	154	1.2
	不動産業,物品賃 貸業	56	117	1. 2	5	12	0. 2	-	ı	-	34	108	0.8
第3 次産	学術研究,専門・ 技術サービス業	41	128	1. 4	10	24	0.5	1	1	0. 1	33	195	1. 5
業	宿泊業,飲食サー ビス業	135	657	7.0	45	213	4. 2	11	33	4. 7	139	667	5. 0
	生活関連サービス 業,娯楽業	101	650	6. 9	34	240	4.8	10	53	7. 6	112	534	4. 0
	教育,学習支援業	45	133	1.4	8	21	0.4	1	1	0. 1	30	173	1.3
	医療, 福祉	91	1,534	16. 3	36	486	9.6	6	142	20.3	114	1, 703	12.8
	複合サービス事業	10	182	1. 9	5	31	0.6	3	18	2.6	10	181	1.4
	サービス業(他に分 類されないもの)	62	928	9.8	30	676	13. 4	9	19	2. 7	90	1,558	11. 7

注1: 平成28年6月1日現在。

出典:「平成30年埼玉県統計年鑑」(平成31年3月、埼玉県総務部統計課HP)

<sup>2:</sup>表中の「-」は皆無または該当数字なしを示す。

<sup>3:</sup>国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

## 5.1.2 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

関係町村における地目別土地利用面積は表 5.1-3に示すとおりである。計画区域の位置する 小川町では宅地に利用されている面積が592.3haとなっている。

表 5.1-3 地目別土地利用面積(平成 29 年)

単位: ha

町村名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
小川町	336.6	527. 5	592. 3	3. 5	2, 710. 7	_	24. 4	344. 3
ときがわ町	120. 4	400.7	298. 1	1.0	1, 591. 1	_	60. 3	242. 1
東秩父村	57. 0	194. 7	63. 9	_	2, 991. 8	130. 2	9. 2	20.0
寄居町	291. 9	1, 211. 7	833. 2	11. 0	1, 571. 4	_	161. 0	493. 7

注1: 平成29年1月1日現在。

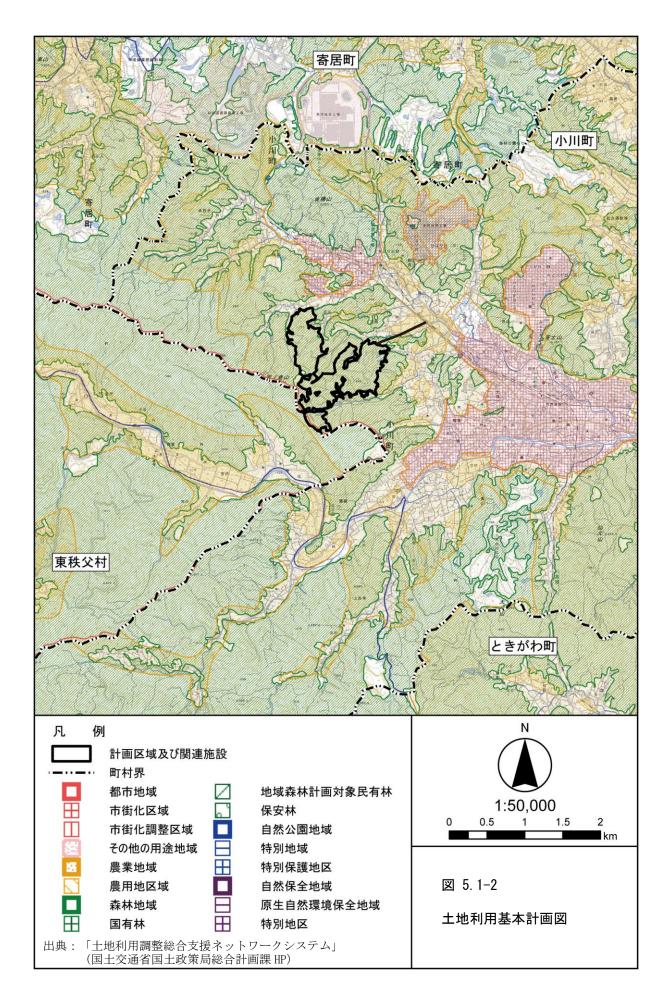
- 2:表中の「-」は、皆無または該当数字無し。
- 3:この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。
- 4:「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。
- 5:墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

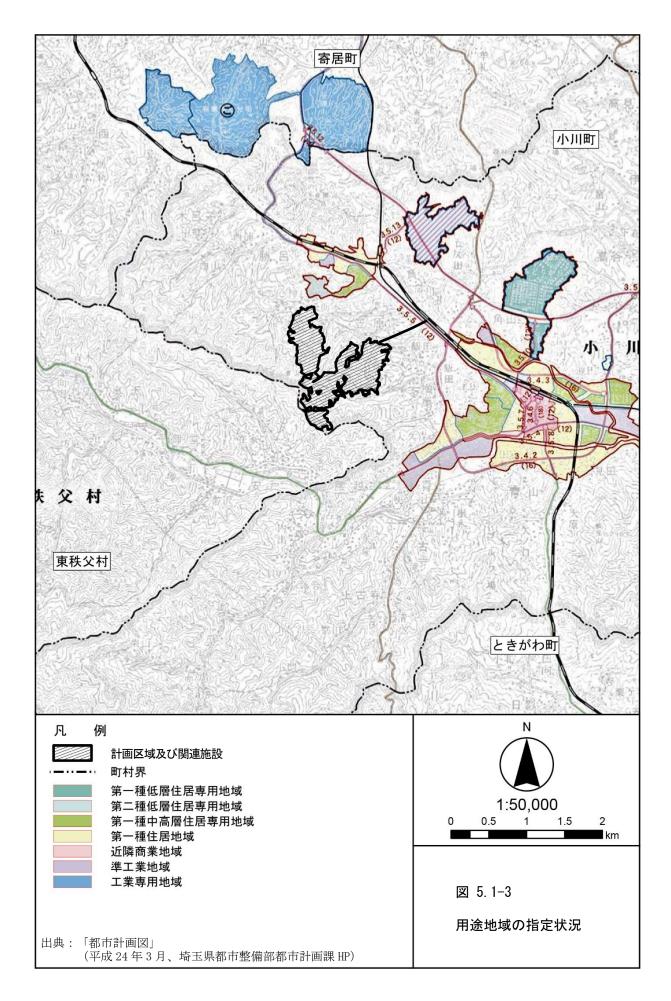
出典:「平成30年埼玉県統計年鑑」(平成31年3月、埼玉県総務部統計課HP)

#### (2) 土地利用計画の状況

計画区域及び周辺区域の土地利用基本計画は図 5.1-2に示すとおりである。計画区域は農業地域および地域森林計画対象民有林に位置している。

計画区域及び周辺区域の用途地域図は図 5.1-3に示すとおりである。計画区域は用途地域の 指定のない区域となっている。





## 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川の分布

計画区域及びその周辺の主な河川の状況は、図 5.1-4に示すとおりである。計画区域及びその周辺の一級河川としては計画区域の南側に槻川が、北側に兜川が流れている。計画区域のある小川町には農業用のため池が多く分布しており、最も総貯水量が大きいのは下横田大沼、次いで中高谷新沼である。

#### (2) 上下水道

関係町村における上下水道の状況は、表 5.1-4に示すとおりである。計画区域の位置する小川町の平成29年度における上水道普及率は98.8%となっている。

上水道 簡易水道 行政区域内 町村名 普及率(%) 計画給水 現在給水 計画給水 現在給水 総人口(人) 人口(人) 人口(人) 人口(人) 人口(人) 小川町 29,891 43, 200 29, 543 0 98.8 ときがわ町 10,984 13, 100 10,606 490 310 99.4 東秩父村 0 0 3,510 2,723 2,713 99.6 寄居町 33,015 36, 563 32, 567 700 423 99.9

表 5.1-4 上水道の状況 (平成 29 年度)

出典:「埼玉県の水道 平成30年度版」(平成31年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

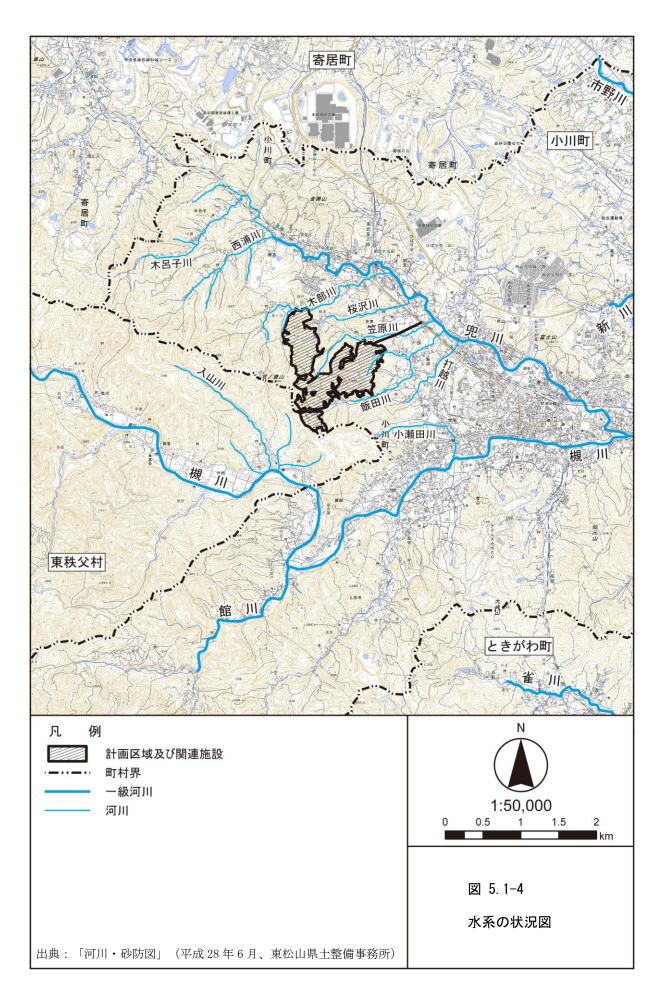
#### (3) 内水面漁業

計画区域周辺における内水面漁業の内容は、表 5.1-5に示すとおりである。 計画区域周辺に流れている槻川、兜川等には漁業権が設定されている。

表 5.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第2号	市野川・新川 他	埼玉南部漁業協同組合 武蔵漁業協同組合 入間漁業協同組合	あゆ、うぐい、おいかわ、こ い、ふな、うなぎ、どじょう、 わかさぎ、なまず
共第3号	槻川・兜川・館川・雀川 他	武蔵漁業協同組合 埼玉西部漁業協同組合 入間漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず

出典:「埼玉の水産/埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」 (平成30年2月、埼玉県農林部生産振興課HP)



## (4) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 5.1-6に示すとおりである。 計画区域が位置する比企地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなってい る。

表 5.1-6 地下水採取量の推移

単位:千m³/日 亚成 20 年

	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
比企地域	水道用	19. 7	19. 7	22.7
(東松山市、川島	建築物用	0.7	0.7	0.7
町、吉見町、小川	工業用	3. 9	3. 4	2.7
町、嵐山町、滑川	農業用	0.6	0.6	0.5
町、鳩山町、とき	水産業	0.0	0.0	0.0
がわ町)	非常災害	0.0	0.0	0.0
	その他	0.8	0.7	0.3
	計	25. 7	25. 1	26. 9
	用途	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
II. det III. I-A	用途 水道用	平成 27 年 127. 0	平成 28 年 124. 3	平成 29 年 126. 5
北部地域				
(熊谷市、深谷市、	水道用	127. 0	124. 3	126. 5
(熊谷市、深谷市、 本庄市、寄居町、	水道用 建築物用	127. 0 3. 1	124. 3 2. 9	126. 5 3. 5
(熊谷市、深谷市、 本庄市、寄居町、 上里町、美里町、	水道用 建築物用 工業用	127. 0 3. 1 45. 1	124. 3 2. 9 40. 7	126. 5 3. 5 39. 6
(熊谷市、深谷市、 本庄市、寄居町、	水道用 建築物用 工業用 農業用	127. 0 3. 1 45. 1 3. 7	124. 3 2. 9 40. 7 3. 9	126. 5 3. 5 39. 6 3. 8
(熊谷市、深谷市、 本庄市、寄居町、 上里町、美里町、	水道用 建築物用 工業用 農業用 水産業	127. 0 3. 1 45. 1 3. 7 5. 8	124. 3 2. 9 40. 7 3. 9 4. 9	126. 5 3. 5 39. 6 3. 8 4. 1

注:秩父地域は集計していない。

出典:「平成30年版埼玉県環境白書」(平成30年12月、埼玉県環境部環境政策課)

## 5.1.4 交通の状況

計画区域及びその周辺の交通網の状況は図 5.1-5に示すとおりである。

道路は計画区域北東に国道254号が、計画区域南側に県道11号熊谷小川秩父線が通っている。 鉄道は計画区域の北東にJR八高線及び東武東上線が通っており、最寄りの駅は計画区域から北約700mに位置するJR八高線竹沢駅である。

#### (1) 道路交通量

計画区域及びその周辺の自動車交通量調査結果は表 5.1-7に、調査地点は図 5.1-6に示すとおりである。

計画区域の北東に位置する一般国道254号の平日昼間12時間交通量は3,106台となっている。

	公 1 7 是超久是至 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7									
図中	D. 6. 6.		昼間 12	時間交通	量(台)	24 時	間交通量	(台)		
番号	路線名	観測地点名	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計		
1	40.000	寄居町富田 2354	6, 709	2, 797	9, 506	9, 145	3, 213	12, 358		
2	一般国道 254 号	小川町小川 344	6, 296	374	6,670	8,060	678	8, 738		
3		寄居町富田 2255	2, 096	1,010	3, 106	2, 715	1, 105	3,820		
4	県道 11 号熊谷小川秩	小川町高谷 2653-1	8, 662	1, 298	9, 960	11, 355	1, 792	13, 147		
5	父線 	小川町腰越 64	6, 556	330	6,886	8, 324	628	8, 952		
6	県道 184 号本田小川線	小川町高見 233	5, 823	1, 458	7, 281	7, 684	1, 781	9, 465		
7	県道 189 号小川町停車 場線	小川町大塚 45-1	3, 361	237	3, 598	4, 168	365	4, 533		
8	県道 273 号西平小川線	小川町上古寺 543	871	56	927	1, 049	82	1, 131		
9	県道 274 号赤浜小川線	小川町原川 681	3, 534	334	3, 868	4, 434	478	4, 912		

表 5.1-7 道路交通量の状況 (平成 27 年度・平日)

注1: 図中番号は、図 5.1-6 に対応。

2:昼間12時間とは観測時間帯が午前7時から午後7時をしめす。

出典:「平成 27 年度全国道路·街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省 HP)

### (2) 鉄道

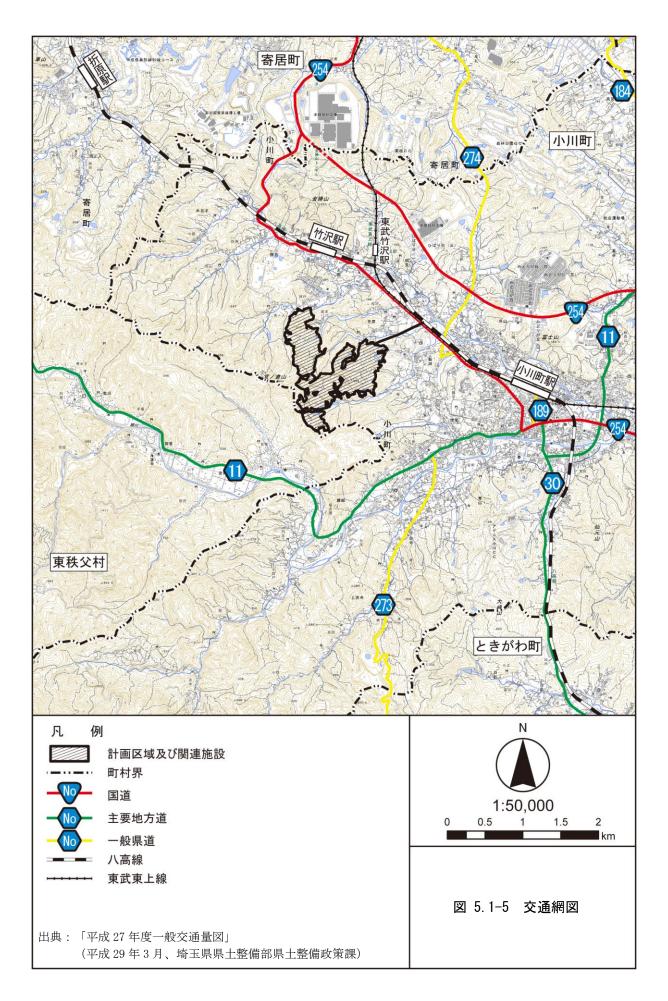
計画区域最寄りのJR八高線・東武東上線の小川町駅及び東武竹沢駅の乗降人員の経年推移は表 5.1-8に示すとおりである。なお、JR八高線の竹沢駅の乗降人数はJR東日本が数値の公表を行っていない。

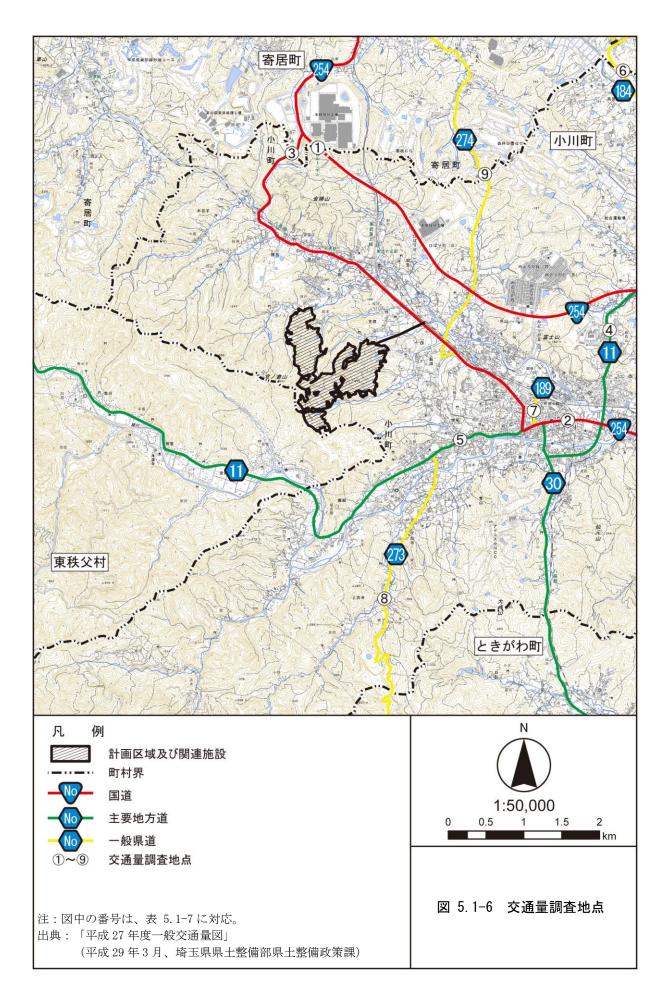
表 5.1-8 小川町駅及び東武竹沢駅の乗降人員の推移

₩n	乗降人数(人/年)						
駅 	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
JR東日本八高線 小川町駅	433, 006	448, 842	471, 660	470, 482	485, 920		
東武東上線 小川町駅	4, 127, 526	3, 967, 188	3, 899, 448	3, 781, 217	3, 704, 994		
東武東上線 東武竹沢駅	288, 372	289, 157	293, 196	276, 051	280, 284		

注: JRの駅については降車人員数は調査されていないため乗車人員×2で算出した。

出典:「埼玉県統計年鑑」(埼玉県総務部統計課 HP)





## 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

## (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画区域及びその周辺の環境保全についての配慮が特に必要な施設は表 5.1-9及び図 5.1-7 に示すとおりである。

計画区域に最寄りの保全施設は、教育施設については南東側約700mに位置する小川町立西中学校が、福祉・医療施設については東側約500mに位置する特別養護老人ホームさくらぎ苑などがある。

表 5.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育)

図中番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	私立おがわ幼稚園	小川町大字大塚 261
2		小川小学校	小川町大字小川 377
3		大河小学校	小川町大字腰越 209
4	小学校	竹沢小学校	小川町大字木部 90
5		みどりが丘小学校	小川町みどりが丘 4-21-1
6		槻川小学校	東秩父村大字御堂 364-1
7		西中学校	小川町大字増尾 250
8	中学校	欅台中学校	小川町大字角山 1192
9		東秩父中学校	東秩父村大字奥沢 150
10	高等学校	県立小川高等学校	小川町大字大塚 1105
11	図書館	小川町立図書館	小川町大字大塚 99-1
12	凶責邸	東秩父村立図書館	東秩父村大字御堂 369

注:図中番号は、図 5.1-7(1)に対応。

出典:「埼玉県学校便覧」(令和元年9月、埼玉県教育局教育政策課 HP)

「私立各種学校一覧(令和元年5月1日現在)」(令和元年6月、埼玉県総務部学事課 HP)

「おがわ(施設)マップ」(小川町 HP)

「東秩父村立図書館利用のご案内」(東秩父村教育委員会事務局 HP)

表 5.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉・医療)

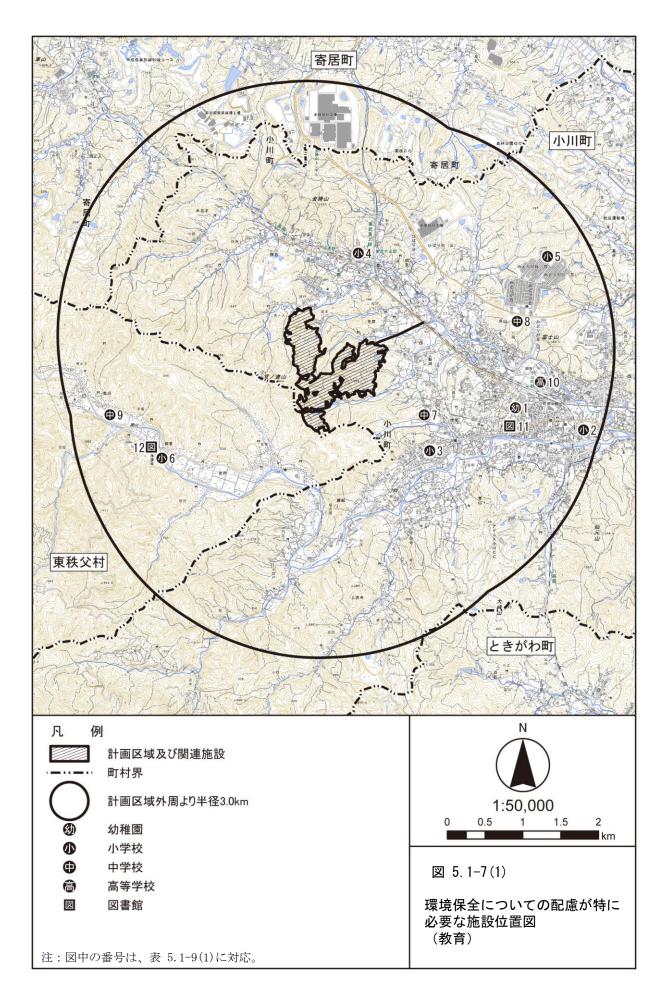
大戸保育園	図中番号	分類	名称	所在地
2   3   3   3   4   4   4	1		大河保育園	小川町大字腰越 210
4   お立エンゼル保育園	2		竹沢保育園	小川町大字靭負 1186
「	3	認可保育所	私立小川保育園	小川町大字大塚 529-6
6 特別養護老人	4		私立エンゼル保育園	小川町大字大塚 261
	5		城山保育園	東秩父村御堂 16-1
#	6	特別養護老人	さくらぎ苑やすらぎ	小川町飯田 117
整費老人ホーム(ケアハウス)	7	ホーム	さくらぎ苑	小川町飯田 117
10	8	施設	みどうの杜	東秩父村御堂 1456-4
11	9			小川町大字腰越 330-1
12	10		地域生活サポートホームなでしこ	
13	11	有料老人ホー	あんしんホーム小川	小川町木部 176-1
14	12	4	ふるさとホーム小川大塚	小川町大字大塚 1042-1
15   16	13		イリーゼ埼玉小川町	小川町増尾 460-1
16   宏仁会小川病院	14		小川赤十字病院	小川町小川 1525
17	15	病院	医療法人 瀬川病院	小川町大塚 30-1
18   医療法人社団雙友会 さくら整形外科クリニック   長谷公園診療所 (往診専門)   小川町みどりが丘 2-10-4   長谷公園診療所 (往診専門)   小川町大字小川 88-1   小川町大字小川 88-1   シっき内科クリニック   小川町青山 1439   小川町大字大塚 86-2   小川町大字大塚 86-2   中眼科医院   小川町大塚 1180-1   小川町大塚 1180-1   小川町大塚 1180-1   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 1285   小川町大塚 1285   小川町大塚 285   小川町大塚 285   小川町大塚 149-1   小川町大塚 12-7   医療法人本下同仁会木下医院   小川町大塚 12-7   医療法人本下同仁会木下医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 907-1   内田医院   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町町大塚 149-3   小川町町町 117   十会福祉法人宏仁会   特養さくらぎ苑内医務室   小川町町町 117   本田技研工業(株) 埼玉製作所   小川町のばり台 2-1-1   上場 健康管理室   大野クリニック   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   安足町官里 2354   安足町官里 2354	16		宏仁会小川病院	小川町原川 205
18	17		(医療法人真生会) 真田医院	小川町みどりが丘 2-2-2
田口医院   小川町大字小川 88-1   さつき内科クリニック   小川町小川 471-1   医療法人 順浩会 野崎医院   小川町青山 1439   田嶋医院   小川町青山 852-1   鈴木医院   小川町大塚 1194-3   飯塚整形外科医院   小川町大塚 1180-1   耳鼻咽喉科野崎医院   小川町大塚 1180-1   耳鼻咽喉科野崎医院   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 1176-1   柳澤医院   小川町大塚 1176-1   柳澤医院   小川町大塚 1176-1   柳澤医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-1   小川町大塚 149-1   大野	18			小川町みどりが丘 2-10-4
21   さつき内科クリニック   小川町小川 471-1   医療法人 順浩会 野崎医院   小川町青山 1439   田嶋医院   小川町青山 1439   田嶋医院   小川町青山 852-1   分小町青山 852-1   分小町 1194-3   飯塚整形外科医院   小川町大字大塚 86-2   田中眼科医院   小川町大塚 1180-1   耳鼻咽喉科野崎医院   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 1176-1   初澤医院   小川町大塚 21-7   医療法人木下同仁会木下医院   小川町大塚 21-7   医療法人木下同仁会木下医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 149-3   小川町町大塚 149-3   小川町町 117   社会福祉法人宏仁会   特養さくらぎ苑内医務室   小川町飯田 117   本田技研工業 (株) 埼玉製作所   小川町のばり台 2-1-1   大野クリニック   小川町のばり台 2-1-1   大野クリニック   小川町小川 491-2   医療法人皐月会 高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   安早町宮田 2354	19		長谷公園診療所(往診専門)	小川町みどりが丘 4-5-17
22   医療法人 順浩会 野崎医院 小川町青山 1439   日嶋医院 小川町青山 852-1   24   鈴木医院 小川町青山 852-1   分   か小町腰越 1194-3	20		田口医院	小川町大字小川 88-1
22   医療法人 順浩会 野崎医院 小川町青山 1439   日嶋医院 小川町青山 852-1   24   鈴木医院 小川町青山 852-1   分   か小町腰越 1194-3	21		さつき内科クリニック	小川町小川 471-1
24   鈴木医院   小川町腰越 1194-3   飯塚整形外科医院   小川町大字大塚 86-2   田中眼科医院   小川町大塚 1180-1   工鼻咽喉科野崎医院   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 285   小川町大塚 285   小川町大塚 285   小川町大塚 285   小川町大塚 21-7   176-1   小川町大塚 21-7   186   18	22			小川町青山 1439
25   飯塚整形外科医院   小川町大字大塚 86-2   田中眼科医院   小川町大塚 1180-1   耳鼻咽喉科野崎医院   小川町大塚 1149-1   みやざきクリニック   小川町大塚 285   小川町大塚 285   小川町大塚 930-1   中村産婦人科   小川町大塚 1176-1   柳澤医院   小川町大塚 21-7   医療法人木下同仁会木下医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 86   新井眼科クリニック   小川町大塚 907-1   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町町 117   社会福祉法人宏仁会   特養さくらぎ苑内医務室   小川町町町 117   本田技研工業 (株)埼玉製作所 小川 工場 健康管理室   小川町小川 491-2   医療法人皐月会   高野医院   小川町小川 491-2   医療法人皐月会   高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   客民町富田 2354	23		田嶋医院	小川町青山 852-1
田中眼科医院   小川町大塚 1180-1	24		鈴木医院	小川町腰越 1194-3
1	25		飯塚整形外科医院	小川町大字大塚 86-2
28	26		田中眼科医院	小川町大塚 1180-1
30	27		耳鼻咽喉科野崎医院	小川町大塚 1149-1
30   診療所	28		みやざきクリニック	小川町大塚 285
30   診療所				
柳澤医院   小川町大塚 21-7   医療法人木下同仁会木下医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 86   新井眼科クリニック   小川町大塚 907-1   内田医院   小川町大塚 149-3   竹沢診療所   小川町靱負 600-1   社会福祉法人宏仁会   小川町飯田 117   社会福祉法人宏仁会   特養さくらぎ苑内医務室   小川町のばり台 2-1-1   工場   健康管理室   小川町小川 491-2   医療法人皐月会   高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   医足町宣田 2354		診療所		
医療法人木下同仁会木下医院   小川町大塚 660   原医院   小川町大塚 86   34   新井眼科クリニック   小川町大塚 907-1   内田医院   小川町大塚 149-3   小川町教身 600-1   社会福祉法人宏仁会   小川町飯田 117   特養さくらぎ苑内医務室   小川町のばり台 2-1-1   大野クリニック   小川町小川 491-2   医療法人皐月会   高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   医足町宣用 2354	31		1 1 1	小川町大塚 21-7
33     原医院     小川町大塚 86       34     新井眼科クリニック     小川町大塚 907-1       35     内田医院     小川町初身 600-1       36     竹沢診療所     小川町飯田 117       37     社会福祉法人宏仁会     小川町飯田 117       38     本田技研工業(株)埼玉製作所 小川工場 健康管理室     小川町ひばり台 2-1-1       39     大野クリニック     小川町小川 491-2       40     医療法人皐月会 高野医院     小川町大塚 103       41     本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居     本民町富田 2354				小川町大塚 660
34     新井眼科クリニック     小川町大塚 907-1       35     内田医院     小川町 数 600-1       36     竹沢診療所     小川町 数 600-1       37     社会福祉法人宏仁会 特養さくらぎ苑内医務室     小川町飯田 117       38     本田技研工業(株)埼玉製作所 小川 工場 健康管理室     小川町ひばり台 2-1-1       39     大野クリニック     小川町小川 491-2       40     医療法人皐月会 高野医院     小川町大塚 103       41     本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居     本民町富田 2354				
35   内田医院   小川町大塚 149-3   小川町大塚 149-3   小川町靱負 600-1   社会福祉法人宏仁会   小川町飯田 117   計算さくらぎ苑内医務室   小川町のばり台 2-1-1   工場   健康管理室   小川町小川 491-2   医療法人皐月会   高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   本日技研工業株式会社埼玉製作所寄居   本民町富田 2354	34			
7   竹沢診療所   小川町靱負 600-1   社会福祉法人宏仁会   小川町飯田 117   特養さくらぎ苑内医務室   小川町のばり台 2-1-1   工場 健康管理室   大野クリニック   小川町小川 491-2   医療法人皐月会 高野医院   小川町大塚 103   本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居   安屋町富田 2354				
37     社会福祉法人宏仁会 特養さくらぎ苑内医務室     小川町飯田 117       38     本田技研工業(株)埼玉製作所 小川 工場 健康管理室     小川町ひばり台 2-1-1       39     大野クリニック 医療法人皐月会 高野医院     小川町小川 491-2       40     医療法人皐月会 高野医院     小川町大塚 103       41     本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居     本民町富田 2354				
38     本田技研工業(株) 埼玉製作所 小川 工場 健康管理室     小川町ひばり台 2-1-1       39     大野クリニック 小川町小川 491-2       40     医療法人皐月会 高野医院 小川町大塚 103       41     本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居 安民町富田 2354	37		社会福祉法人宏仁会	小川町飯田 117
40 医療法人皐月会 高野医院 小川町大塚 103 本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居 安民町寛田 2354	38			小川町ひばり台 2-1-1
40 医療法人皐月会 高野医院 小川町大塚 103 本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居 安民町寛田 2354	39		大野クリニック	小川町小川 491-2
本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居 安民町富田 2354				
₩** ₹₩** ₽ <b>-</b> .	41			寄居町富田 2354

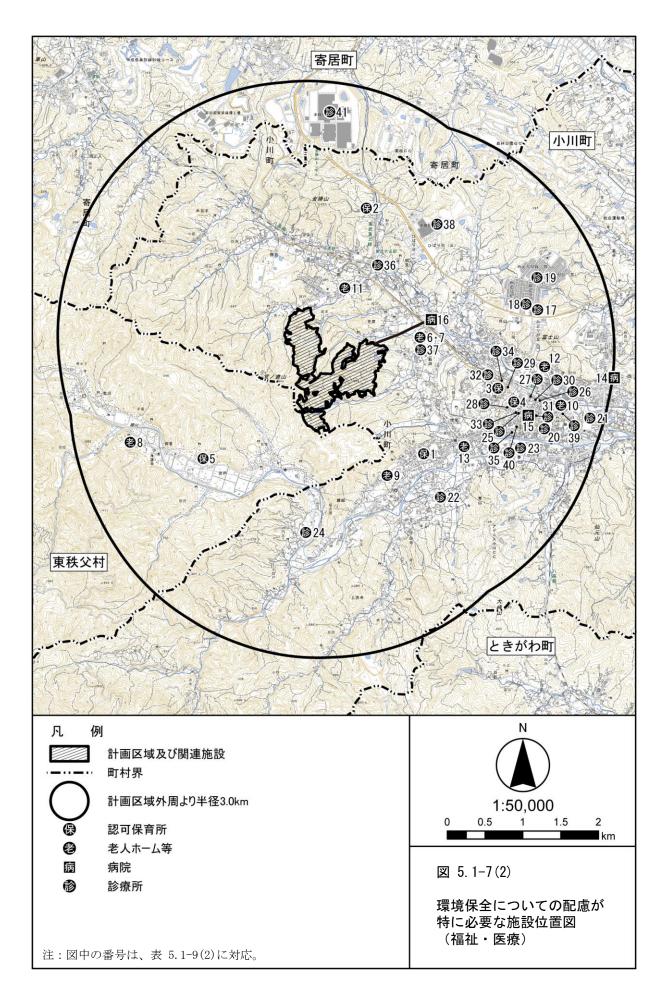
注:図中番号は、図 5.1-7(2)に対応。

出典:「認可保育所一覧(令和元年5月時点)」(令和元年年7月、埼玉県福祉部少子政策課 HP)

「施設名簿」(令和元年9月、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP)

「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県保健医療部医療整備課 HP)「おがわ(施設)マップ」(小川町 HP)





## (2) 住宅の分布状況

計画区域及びその周辺の地域においては、計画区域北側の第二種低層住居専用地域、第一種 中高層住居専用地域等に住居が分布している。(図 5.1-3参照)

## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

#### (1) 下水道

関係町村における公共下水道整備状況は、表 5.1-10に示すとおりである。 計画区域の位置する小川町の公共下水道の普及率は51.1%(埼玉県の普及率は80.8%)である。

表 5.1-10 公共下水道整備状況 (平成 29 年度末)

流域名	町村名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
市野川流域	小川町	30, 474	15, 582	51. 1
荒川上流流域	寄居町	33, 843	8, 248	24. 4
その他	ときがわ町	11, 400	-	_
ての他	東秩父村	2, 883	-	_

注:行政人口は、平成30年3月末現在の住民基本台帳人口である。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(平成30年8月、埼玉県下水道局下水道事業課HP)

#### (2) し尿処理

#### 1) 水洗化状況

関係町村の平成29年度の水洗化状況は表 5.1-11に示すとおりである。

関係町村の水洗化率は88.2%~93.7%となっており、計画区域のある小川町の水洗化率は88.2%である。

表 5.1-11 水洗化状況 (平成 29 年度実績)

		水泊	先化人口()	人)		非水	(人)		
町村名	総人口(人)	公共下 水道 人口	浄化槽 人口	計	水洗化率	計画 収集 人口	自家 処理 人口	計	非水洗 化率
小川町	30, 776	12, 793	14, 351	27, 144	88.2%	3,632	0	3,632	11.8%
ときがわ町	11, 521	0	10, 429	10, 429	90.5%	1,092	0	1,092	9.5%
東秩父村	2, 924	0	2,697	2, 697	92.2%	199	28	227	7.8%
寄居町	34, 170	6, 641	25, 372	32, 013	93.7%	2, 157	0	2, 157	6.3%

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~平成29年度実績~」(令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

## 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係町村のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 5.1-12に示すとおりである。

関係町村は東秩父村を除き下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画区域の位置する小川町の平成29年度の総処理量は9,616kLとなっている。

表 5.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量(平成29年度実績)

	処理量(kL)			左記	の処理区分	(kL)	自家	<b>∞</b> / m	
町村名	計	くみ取り し尿	浄化槽 汚泥	処理施設 の処理量	下水道 投入量	その他	処理量 (kL)	総処理量 (kL)	
小川町	9, 616	921	8, 695	9, 616	0	0	0	9, 616	
ときがわ町	6,847	626	6, 221	6,847	0	0	0	6,847	
東秩父村	1,883	120	1, 763	1,883	0	0	11	1,894	
寄居町	16, 310	2,073	14, 237	16, 310	0	0	0	16, 310	

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~平成29年度実績~」(令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

#### (3) ごみ処理

関係町村におけるごみ排出量は表 5.1-13に、計画区域の位置する小川町におけるごみ排出量の推移の状況は表 5.1-14に示すとおりである。

小川町における平成29年度の年間排出量は9,092tであり、年々減少傾向にある。

表 5.1-13 関係町村のごみ排出量(平成29年度実績)

X or to							
町村名 計画収集人口							
		<b>丰</b> 业石				#	合計(t)
	(人)	事業系	生活系	資源ごみ	家庭系	集団回収	
小川町	30, 776	1, 358	7, 294	1,632	5, 662	440	9,092
ときがわ町	11, 521	718	2, 518	641	1,877	71	3, 307
東秩父村	2, 924	69	645	186	459	0	714
寄居町	34, 170	1, 263	8,749	287	8, 462	681	10, 693

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~平成29年度実績~」(令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 5.1-14 小川町におけるごみ排出量の推移

	•						
年度	年度 計画収集人口						合計(t)
	(人)	事業系	生活系	資源ごみ	家庭系	集団回収	
平成 25 年	32, 863	1, 253	7, 678	_	_	537	9, 468
平成 26 年	32, 356	1, 291	7, 661	1,807	5, 854	560	9, 512
平成 27 年	31, 784	1, 277	7, 503	1,748	5, 755	544	9, 324
平成 28 年	31, 226	1, 307	7, 314	1,601	5, 713	514	9, 135
平成 29 年	30, 776	1, 358	7, 294	1,632	5, 662	440	9,092

注:平成25年度の出典には、生活系ごみの内訳の記載がない。

出典: 「一般廃棄物処理事業の概況」(埼玉県環境部資源循環推進課)

## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### 1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表 5.1-15のとおり定められている。 また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」によ り、表 5.1-16のとおり定められている。

表 5.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件		評価方法	
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下である こと。	評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値 が 0.1ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下である こと。		D値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1 時間値 の8時間平均値が20ppm以下 であること。	長期的 評価 短期的 評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。	長期的 評価 短期的 評価	1日平均値の $2\%$ 除外値が $0.10 mg/m^3$ 以下であること。ただし、 $1$ 日平均値が $0.10 mg/m^3$ を超えた日が $2$ 日以上連続しないこと。 $1$ 時間値の $1$ 日平均値が $0.10 mg/m^3$ 以下であり、かつ、 $1$ 時間値が $0.20 mg/m^3$ 以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m³以下で あり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること。	長期 基準 短期 基準	年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。 1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。	
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の1	時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以下	であるこ	٤.	
トリクロロ エチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下で	: あること	L	
テトラクロロ エチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること。			
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m³以下で	であること	<u>.</u>	

- 備考:1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる 分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
  - 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸 化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注:大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については 適用しない。

表 5.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること

注:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

## ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準

大気汚染防止法等に基づく大気汚染に係る規制の状況を表 5.1-17に示す。

本事業は太陽光発電事業であり、ばい煙発生施設は設置しないため、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る規制基準は適用されない。

表 5.1-17 大気汚染防止法等規制対象物質一覧

7	規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設	規制基準	規制措置等
ば	硫黄酸化 物 ばいじん	S0 <sub>2</sub> 、S0 <sub>3</sub> すすなど	燃焼など	政令で定める ばい煙発生施設 (ボイラー、焼却炉 など)	排出基準 〔量規制、地域ごとK値 方式〕 特定工場等については総 量規制基準 〔指定地域内、工場単位 量規制、知事が定める〕 排出基準 〔濃度規制、施設の種 類・規模ごと〕	
<b>ζ</b> \	有害物質	NO <sub>X</sub>	燃焼、合成、 分解、加圧 など	政令で定める ばい煙発生施設 (銅、亜鉛、鉛の精 錬用ばい焼炉など)	排出基準 〔濃度規制、施設の種類・規模ごと〕 特定工場等については総量規制基準 〔指定地域内、工場単位量規制、知事が定める〕 排出基準	改善命令、直罰など
煙	(特定有害	Cl <sub>2</sub> 、HClなど	160 (-6.2)	1.164	〔濃度規制、物質の種類・施設の規模ごと〕 排出基準	
	物質)	未指定	燃焼など	未指定	〔量規制、K値方式〕	
粉	特定粉じん	石綿	物の破砕、	政令で定める特定粉 じん発生施設	規制基準 〔敷地境界での濃度基 準〕	改善命令
じ	70		選別、堆積	政令で定める 排出等作業	作業基準	基準適合命令
ん	一般粉じん	セメント粉、 石灰粉、鉄粉 など	など	一般粉じん発生施設	構造・使用・管理基準	基準適合命令
	水銀等	水銀	燃焼など	水銀排出施設	排出基準 〔濃度規制〕	改善勧告命令
4	自動車 排出ガス	CO、HC、Pb、 NO <sub>X</sub> 、粒子状 物質	自動車の運 行	環境庁長官が定める 特定の自動車		車両検査、整 備命令など (他法による)
!	特定物質	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> OH、C <sub>5</sub> H <sub>5</sub> N など	物の合成等 の化学的処 理中	特定施設(政令等で 特定せず)	なし	事故時の措置 命令
		乾燥等の化	指定物質排出施設 (現在11施設)	抑制基準	勧告	
ロエテレン   ダイオキシン類   対策特別措置法		燃焼など	焼結炉、 製鋼用電気炉、 亜鉛回収及びアルミニウム 合金製造用炉、 廃棄物焼却炉	排出基準	改善命令、直罰など	

## イ. 自動車NOx・PM法に基づく対策地域

関係町村は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下「自動車NOx・PM法」という。)の対策地域に含まれない。対策地域については図 5.1-8に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車NOx・PM法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車NOx・PM法の窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



図 5.1-8 埼玉県生活環境保全条例及び自動車 NOx・PM 法適用地域図

## (2) 水質

## 1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 5.1-18に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 5.1-19に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 5.1-20に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1-21に示すとおりである。

表 5.1-18 人の健康の保護に関する	環境基準
----------------------	------

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

備考:1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

<sup>2. 「</sup>検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

<sup>3.</sup> 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

<sup>4.</sup> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 5.1-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準:河川

項 目				基準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水道3級、水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
С	水産3級、工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/L 以上	-
/+++ <del>-</del>	####	HI-15-2	3% \			

- 備考:1.基準値は日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。
  - 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 注:1. 自然環境保全;自然探勝等の環境保全
  - 2. 水道1級;ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
    - 水道2級;沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級;前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3. 水産1級;ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
    - 水産2級;サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水産3級;コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 4. 工業用水 1 級; 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
    - 工業用水2級;薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
    - 工業用水3級;特殊の浄水操作を行うもの
  - 5. 環境保全; 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

## 表 5.1-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準:河川

項 目			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考:基準	準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる	5。)。		

表 5.1-20 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル	0.002 mg/L以下	<b>心感性空事及心思地地空事</b>	10/1
又は塩化ビニルモノマー)	0.002 lilg/L 2X [	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 備考:1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格K0102 43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。
  - 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 表 5.1-21 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注:水底の底質を除く。

#### 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

#### ア、「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準

水質汚濁防止法では、有害物質や有機汚濁物質などを含む汚水又は廃液が発生する施設を「特定施設」と定め、この特定施設を設置する特定事業場に対して、排水基準を定めている。また、埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例(上乗せ条例)」及び「埼玉県生活環境保全条例」により排水基準を定めている。

なお、本事業は太陽光発電事業であり、水質汚濁防止法の適用は受けない。

## (3) 騒音

## 1) 環境基本法等に基づく騒音に係る環境基準

関係町村における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 5.1-22に示すとおりである。

表 5.1-22 騒音に係る環境基準

		2		ボる塚児荃华		
	++1	域の類型		昼間	夜間	
	بار.	75000000000000000000000000000000000000		(午前6時~午後10時)	(午後 10 時~午前 6 時)	
		第1種低層住居専用地域				
	A地域	第2種低層	<b>曾住居専用地域</b>			
	A地域	第1種中高	5層住居専用地域			
		第2種中高	5層住居専用地域	55dB 以下	45dB以下	
		第1種住居	<b>計地域</b>	990D PV 1.	400D D. J.	
一般地域	B地域	第2種住居	<b>計地域</b>			
加又地块	D地坝	準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C地域	近隣商業地域				
		商業地域		60dB 以下	50dB以下	
		準工業地域		OUAD IX I.		
		工業地域				
			ち2車線以上の車	60dB 以下	55dB 以下	
		線を有する	道路に面する地域	00 ab 25 1	00dD 5× 1	
	子を地域	B 地域のう	ち2車線以上の車			
道路に面する地域		線を有する	道路に面する地域	CE ID IVI T	CO ID DIT	
		C地域のう	ち車線を有する道	65dB 以下	60dB 以下	
	路に		5地域			
幹線交通	幹線交通を担う道路に近接する		屋外	70dB 以下	65dB 以下	
空間の	環境基準(	特例)	窓を閉めた屋内※	45dB 以下	40dB 以下	

<sup>※:</sup> 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注1: 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

<sup>2:「</sup>幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては4 車線以上の区間に限る。)等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有 する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲 をいう。

## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

## ア. 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 5.1-23に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 5.1-24に示す。

表 5.1-23 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

			* 117CZEX117	1 - 1/1 0 1/1 - 1/1	
基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	OF ID	午前7時~午後7 時の時間内である こと	1日10時間を 越えないこと	連続6日を	日曜・休日で
第2号区域	85dB	午前6時~午後10 時の時間内である こと	1日14時間を 越えないこと	超えないこと	ないこと

注1:基準値は作業を行う場所の敷地境界におけて適用される。

#### 2:1 号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外(一部地域)、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

#### 2 号区域

工業地域、工業専用地域

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県 HP)

表 5.1-24 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

文 0.1 11 强自规制点。[1至 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
	特定建設作業の内容				
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業				
1	(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)				
2	びょう打機を使用する作業				
9	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係				
3	る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)				
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上)を使用する作業(さく岩機の動				
4	力として使用する作業を除く。)				
_	コンクリートプラント(混練容量 0.45 m以上)又はアスファルトプラント(混練重量 200kg 以上)を				
5	設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)				
6	バックホウ (定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業				
7	トラクターショベル (定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業				
8	ブルドーザー (定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業				

## イ. 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 5.1-25に示すとおりである。

表 5.1-25 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

	昼間	夜 間
区域の区分	午前6時から 午後10時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注:区域の区分は以下のとおりである。

a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層 住居専用地域

b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域

c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## ウ. 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 5.1-26に示すとおりである。

表 5.1-26 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

	時間の区分	朝	昼	夕	夜
		午前6時~	午前8時~	午後7時~	午後 10 時~
区域の区分		午前8時	午後7時	午後 10 時	午前6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	工業地域 工業専用地域(一部地域)	65dB	70dB	65dB	60dB

注:学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とする。(第1種区域は除く。)

## (4) 振動

## 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

## ア. 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 5.1-27に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 5.1-28に示す。

表 5.1-27 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

		(4)////////////////////////////////////	1117C/C #X11171	1. 1/1/ 0 //0/// 1	
基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	7F ID	午前7時~午後7 時の時間内である こと	1日10時間を 越えないこと	連続6日を	日曜・休日で
第2号区域	75dB	午前6時~午後10 時の時間内である こと	1日14時間を 越えないこと	超えないこと	ないこと

注1:基準値は作業を行う場所の敷地境界におけて適用される。

#### 2:1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外(一部地域)、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

#### 2 号区域

工業地域、工業専用地域

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県 HP)

表 5.1-28 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

表 0.1 20 旅動が耐呂」に至って下足足改作来の一見					
	特定建設作業の内容				
1	くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧 入式を除く。)を使用する作業				
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)				
4	ブレーカー (手持式を除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)				

## イ. 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 5.1-29に示すとおりである。

表 5.1-29 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間	夜 間
	<u> </u>	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
	第1種区域	65dB	60dB
	第2種区域	70dB	65dB

注:区域の区分は以下のとおりである。

#### 第1種区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、

第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、

用途地域の指定のない区域

#### 第2種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## ウ. 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 5.1-30に示すとおりである。

表 5.1-30 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

	時間の区分	昼	夜
区域の区分		午前8時~午後7時	午後7時~午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注:学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5デシベル減じた値とする。(第1種区域は除く。)

## (5) 土壌汚染

## 1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 5.1-31に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 5.1-32に示すとおりである。

表 5.1-31 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg
× 1 < 9 ×	につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)にお
	いては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であるこ
	と。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニ	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0. 1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注:土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる揚所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 5.1-32 土壌に係るダイオキシン類環境基準

五 5. 1	- 二家一体のテーラインと及体が至十
項目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

## (6) 地盤沈下

## 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図 5.1-9に示すとおり、地下水の採取により地盤沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域としている。計画区域のある小川町は、いずれの地域にも指定されていない。



出典:「地下水採取規制について」(埼玉県HP)

図 5.1-9 地下水採取規制地域図

## (7) 悪臭

## 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」を「悪臭防止法」によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図 5.1-10に示す。

計画区域のある小川町は、未規制地域となっている。

## 〇悪臭防止法規制地域



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県HP)

図 5.1-10 悪臭防止法規制地域

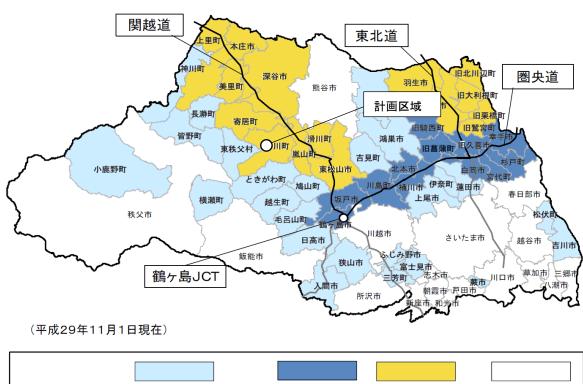
## (8) 景観

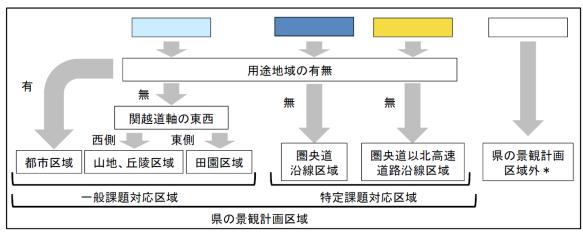
埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図 5.1-11に示すとおりであり、計画区域のある小川町は特定課題 対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成基準 を踏まえる必要がある。





出典:「景観法に基づく届出について」(埼玉県HP)

図 5.1-11 景観計画区域

### (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」 において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成28年3月)」を策定し、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

「小川町第5次総合振興計画」に廃棄物に係る基本方針として、資源循環社会の構築を目指 し、分別収集を推進し、資源化・再利用による資源の有効利用を図るとともにごみの減量化 を推進する等が示されている。

### (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者(温室 効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告 することが義務付けられている。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」において、地球温暖化対策に関する事業者の責務が定められている。

小川町では、「小川町地球温暖化対策実行計画(区域・施策編)」で2020年度までに二酸 化炭素排出量を2005年度比で 3.8%削減することを目標とし、小川町における「省エネ」、 「創エネ」(化石燃料由来のエネ ルギーの替わりに地域にある 再生可能エネルギーを積極

的に活用すること)の取組みを、以下の3つの方針に基づいて推進することにより、「地球と人にやさしい持続可能なまち 小川町」を目指すとしている。

- ○豊かさや快適さとの両立「CO₂の削減を通じた新たな豊かさや快適さの実現」を図ります。
- ○地域資源の活用 小川町に存在する森林や農地、水系等の資源を活用して、 地域活力の 向上を目指します。
- ○多様な主体との連携・協働 小川町内で活動されている団体・NPO・個人との連携・協働 により地域ぐるみで進めます。

#### (11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は表 5.1-33に示すとおりである。

計画区域は、「砂防指定地」、「土砂災害警戒区域」等に指定されている。

表 5.1-33 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指:			の有無	予寺に基づく指正寺の状況 	
	指定地域		計画区域	周辺地域	関係法令等
		国立公園	X	×	<b>点体八国</b> 外
	自然公園	国定公園	×	×	自然公園法
		県立自然公園	×	0	埼玉県立自然公園条例
	原生自然環境保全地域		×	×	<b>点外震控/</b> [人)
	自然環境	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	保全地域 県自然環境保全地域		×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
自分	近郊緑地保全区域		×	×	首都圈近郊緑地保全法
然保	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
護		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
#\~		生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	
	動植物保護	鳥獣保護区	×	0	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関す
		特定猟具使用禁止区域(銃器)	×	0	る法律
		指定猟法禁止区域	×	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約
	急傾斜地崩壊	要危険区域	×	0	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止	:区域	×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		0	0	砂防法
玉	保安林		×	0	森林法
土	河川区域		×	×	S=111134
	河川保全区域		×	×	河川法
災	土砂災害警戒区域		0	0	土砂災害防止法
			×	×	工業用水法
	地下水採取規	見制地域	×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			×	×	埼玉県生活環境保全条例
	都市地域		0	0	
	市街化区域		×	0	- 都市計画法
	市街化調整区	* *	0	0	
土地	その他の用途	è地域	×	0	
利	農業地域		0	0	農業振興地域の整備に関する法律
用	農用地区域		0	0	Desired to the second of the s
	森林地域		0	0	* 14.74
	国有林		×	×	森林法
	地域森林計画	11 刈 豕	0	0	ナルB+伊=紫汁
文			×	X	文化財保護法
化			×	0	埼玉県文化財保護条例 小川町文化財保護条例
財	史跡・名勝・	天然記念物 (国・県・町村指定)	×	0	
保			×	×	ときがわ町文化財保護条例 東秩父村文化財保護条例
護			×	×	京庆文州文化財保護条例
Ħ			×	×	都市計画法
~, `	風致地区 景観計画区域(一般課題対応区域)		×	0	11111日四位
			0	0	
	景観計画区域(特定課題対応区域) 景観計画区域(景観形成推進区域)		×	X	でり ユニンハ 大 神元 不 レリ
	景観計画区域(景観形成推進区域)    投字等の左無の「〇」は投字なり。「V」は投				

注:指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。